

# 会 議 報 告

区 分	内 容
会 議 名	令和7年度第1回こどものまち前橋若者会議
日 時	令和7年5月13日（火） 17:00～20:30
場 所	前橋市保健センター 2階 研修室
出 席 者	齋藤会長、吉野副会長、二上委員、林委員、大畠委員、間委員、長野委員 こども未来部：望月部長 こども政策課：佐藤課長、小暮副参事、齋藤副主幹、奈良主任、野村主任
議 題	<p>（1）こどものまち前橋若者会議について</p> <p><u>報告事項</u></p> <p>（2）これまでの取組概要</p> <p>（3）少子化対策等に関する市民アンケート調査結果</p> <p>（4）こども施策連携チームズの活動状況</p> <p><u>審議事項</u></p> <p>（5）こども基本条例の素案</p> <p>（6）こども計画の策定方針</p>
結 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の互選により、会長に齋藤委員、副会長に吉野委員が選任された。</li> <li>・審議事項（5）こども基本条例について、会議中に異論はなかったが、こどものまち前橋有識者会議で意見の出た条例第9条（こどもの役割）の是非、及び第16条第3項のこどもの権利の日をいつにするか等について、5月20日までに各委員が意見等を事務局に提出する。</li> <li>・審議事項（6）こども計画の策定方針について、案のとおり承認された。</li> <li>・小中学生向けのワークショップの開催に向けて、8月中旬頃の開催を軸にスケジュール調整を行う。</li> </ul>
内 容	<p><b>1 開会</b> 委員の互選により、会長に齋藤委員、副会長に吉野委員が選任された。</p> <p><b>2 議題</b> 議題について、資料をもとにこども政策課から説明を行った。</p> <p><b>（1）こどものまち前橋若者会議について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者会議の設置要綱をもとに会議の目的を説明した。任期については設置要綱に2年以内とあるが、大学生は学年が変わると継続が難しくなる場合もあるため、年度末までの1年間を委嘱期間とし、継続できる方は改めて新年度に委嘱し直している。</li> <li>・こども基本法ではこどもや若者の意見を尊重し、意見を反映させていくことが義務付けられており、令和7年度は条例や計画の策定に加えてこどもからの意見聴取・反映の方法や制度化を検討している。</li> <li>・令和7年度は概ね5回の若者会議の開催を予定している。</li> <li>・5月に高校生ワークショップの開催と8月開催予定の小中学生ワークショ</li> </ul>

ップでは運営に参画してもらうことを案内した。

## **報告事項**

### **(2) これまでの取組概要**

- ・こども基本条例の制定、こども計画の策定に向けてこれまで取り組んできた経過について、関係する会議等の開催状況やこども等からの意見聴取の実施状況などを含め説明した。

### **(3) 少子化対策等に関する市民アンケート調査結果**

- ・令和6年10月～12月にかけて9つの属性を対象に実施したアンケート調査結果概要について、国及び県が実施したアンケート結果との比較を行いながら本市の状況を説明した。

### **(4) こども施策連携チームズの活動状況**

- ・庁内に設置したこども施策連携チームズの目的と、令和6年度の各チームの活動成果及び連携状況を説明した。

## **審議事項**

### **(5) こども基本条例の素案**

次の事項を説明した。

- ・基本方針を受け、ワークショップ等でこどもの意見を聴き、庁内WGで検討を重ね、条例素案がまとまった。
- ・条例の形式については、ですます調をベースに検討を行い、できるだけわかりやすい条例としたい。
- ・前文については、5月～6月にかけてこどもを対象としたワークショップを開催して、こどもたちの意見を聞きながら一緒に作成していく。
- ・条例におけるこどもの定義は、児童の権利に関する条約と同様に原則18歳未満とする。
- ・本市の条例では「参加する権利」を大切にし、こどもからの意見聴取と意見反映を推進していくものであり、実際に過去の若者会議で出た意見を条例に反映させた事例を紹介した。
- ・条例第9条「こどもの役割」についてこれまでの会議で是非が問われているため、各委員の意見を伺いたい。
- ・条例第16条第3項でこどもの権利の日を定め、こども基本条例の周知と啓発を図っていく。日にちについては、素案では国連のこどもの権利条約採択日である11月20日としているが、各委員の意見を伺いたい。
- ・こどもの権利救済規定については、担う体制等の検討を更に行う必要がある、制定時の条例案には含めないこととした。まずは、既存の相談窓口の周知等を行いながら、こどもが相談しやすい環境整備を行っていく。
- ・6月中に条例素案の内容を固め、7月頃にパブリックコメントを実施し、11月末の第4回定例市議会に議案として提出し、令和8年4月施行としたい。
- ・こどもの意見を反映させている第5条から第8条のこどもの権利について

て、追加した方が良いと思う内容などがあれば各委員の意見を伺いたい。

⇒子ども基本条例の素案等について、若者会議の各委員からより多くの意見を伺うため、5月20日までに意見を提出してもらうこととした。

### (6) こども計画の策定方針

次の事項を説明した。

- ・ こども計画は、国のこども大綱及び群馬県のぐんまこどもビジョン 2025 を勘案して策定する。
- ・ 計画の位置づけは、本市のこども分野の総合的な計画として、関連する計画と相互に連携・補完する計画とする。また、既存のこども関連の計画を束ね直し、これまで本市で策定されていなかった計画を新たに包含して策定する。
- ・ 計画はこどもに加え、若者、子育ての当事者を含む内容として、こども、若者を権利の主体として認識し、権利を保障しながら、こども、若者の最善の利益を図る。こどもから若者、子育ての当事者に至るまで、ライフステージに応じて切れ目なく支援を行う。こども、若者、子育ての当事者を社会・地域全体で支える環境づくりを行う。これらの観点で内容を検討していく。
- ・ 計画の期間は、こども計画に包含される第3期前橋市子ども・子育て支援事業計画の終期にあわせて令和8年度から令和11年度までの4年間とする。
- ・ 計画の対象は、「こども」はこども基本条例と合わせ概ね18歳未満とし、「若者」は18歳から概ね30歳未満とするが、年齢の区分により必要な支援が途切れないようにする。
- ・ 具体的な内容の案については、今後作成する骨子案で示す。
- ・ 計画では、市としてこどもの権利の保障に力を入れ、具体的な施策に取り組んでいくことを示していく。
- ・ 計画策定の推進体制について、引き続き、各会議における検討、ワークショップ等による意見聴取などを行いながら進める。
- ・ 計画は全体版の他、概要版、やさしい版を策定する。
- ・ 令和7年度の上半期に骨子案、素案を作成、下半期にパブリックコメントなどの意見聴取を行い、3月に成文を決定し、令和8年4月から計画がスタートする。

⇒こども計画の策定方針について、委員から修正を要する意見等は無く、案のとおり承認された。(こども計画全体に関する意見があれば条例と同様に提出してもらうこととした。)

### 3 閉会

主な意見、感想など

(吉野副会長)

- ・ なぜ「こども」は平仮名表記なのか。

⇒ (こども政策課)

「子供」の「供」という漢字には「従う者」という意味合いがあることなどから、本市では原則として公用文において平仮名表記とすることとしている。制定を目指す条例においても平仮名で表記する予定である。

**(吉野副会長)**

- ・若者会議は、大学生以外の若者も委員となれるのか。例えば、自分が大学を卒業した場合、その後も委員として関わることは可能か。

⇒ **(こども政策課)**

若者会議は、要綱上は大学生でなくても、年齢要件に合致すれば委員として委嘱することが可能となっている。現状では創生期ということもあり、委員同士が意見交換しやすいよう大学生に委員を委嘱しているが、将来的には大学生以外の方に委嘱することも検討したいと考えている。

**(林委員)**

- ・8月のワークショップの日程を教えてください。

⇒ **(こども政策課)**

学校の予定もあると思うので、別途、事務局から8月中旬頃を軸に日程案を示し調整することとしたい。(メールにて確認、調整する)

**(間委員)**

- ・条例は自分が思っていたより、身近なものと感じた。また、こどもや若者の意見が尊重され、自分の意見が条例に反映してもらえることに驚いた。

**(長野委員)**

- ・条例の内容までは、よく把握できていないが、こどもと意見交換を行う機会が多く設けられ、意見を反映してもらえることに驚いた。本日の会議で市の様々な取組を知ることができて有意義だった。